

東京都工事等成績評定苦情審査委員会要綱

17財建技第193号
平成18年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都工事成績評定要綱（平成14年3月26日付13財営技第167号）及び東京都設計等委託成績評定要綱（平成22年4月2日付21財建技第238号）並びに消防総監、東京都交通局長、東京都水道局長、東京都下水道局長、東京都教育委員会教育長及び警視総監が別途定める工事成績評定要綱及び、設計等委託成績評定要綱等に規定する東京都工事等成績評定苦情審査委員会（以下「都委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 都委員会は、次の事項について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。

- 一 受注者からの工事成績評定に係る苦情申立て
- 二 受託者からの設計等委託成績評定に係る苦情申立て
- 三 工事成績評定及び設計等委託成績評定のあり方

(委員の構成等)

第3条 都委員会は、工事及び設計等委託（以下「工事等」という）に係る技術又は法律若しくは契約に関する専門知識を有する者のうちから、知事が委嘱する委員5人で組織する。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員長は都委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 都委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数等)

第7条 都委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 都委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(関係者からの聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、苦情申立者、通知者又は当該苦情に係る関係者から当該工事の施工状況等を聴取することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、苦情申立者、通知者又は当該苦情に係る関係者から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

(意見の表明)

第9条 都委員会は、第2条の調査審議を終了したときは、当該苦情申立てに関する意見書を作成し、都委員会終了後10日以内に東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第7条第1項に規定

する契約担当者等に報告する。

(庶務)

第10条 都委員会の庶務は、財務局建築保全部技術管理課で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、都委員会の運営その他手続に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則（平成18年3月30日付17財建技第193号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年11月9日付23財建技第121号）

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年3月12日付23財建技第191号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。